税務署からのお知らせ

還付説明会は開催しません

昨年まで、1月にウェルス幸手で開催していた「所得税の還付申告説明会」は、今年から行いません。

確定申告については、春日部税務署までお問い合わせください。

所得税の確定申告の相談・申告の受付

期間　2月16日(火)～3月15日(火)

※土曜・日曜日を除く

※還付申告は1月4日(月)から行えます。

※春日部税務署では、2月21日(日)・28日(日)にも確定申告の相談・受付を行います。

内容　確定申告書の用紙の配布、申告相談、確定申告書の収受、納付相談

復興特別所得税について

平成25年～49年分の各年分は、所得税と併せて復興特別所得税の申告・納付をすることとされています。

復興特別所得税額は、各年分の基準所得税額(原則、その年分の所得税額)に2・1%の税率を掛けて計算した金額になります。

インターネットで便利に申告

○確定申告書等作成コーナー

国税庁ホームページ(http://www.nta.go.jp/)の画面案内に従って、金額などを入力することで、自宅で確定申告書などを作成することができます。

※作成した確定申告書などは、印刷して税務署へ提出することができます。

公的年金等受給者のみなさんへ

公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下で、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下の場合は、所得税・復興特別所得税の確定申告の必要はありません。

ただし、所得税・復興特別所得税の還付を受けるためには、確定申告が必要となります。

なお、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下で、所得税・復興特別所得税の確定申告の必要がない場合でも、住民税の申告が必要となる場合があります。

※住民税申告書の作成方法などの詳細については、市役所税務課へお問い合わせください。

問合せ　所得税・復興特別所得税の確定申告について／春日部税務署個人課税部門☎048(733)2111

住民税申告について／税務課☎(43)1111内線1333、1334・FAX(43)1125

所得税の還付申告はお近くの税理士事務所でも行えます

お近くの税理士事務所で所得税・復興特別所得税の還付申告の相談や確定申告書の作成・提出を無料で行うことができます。

期間　2月1日(月)～15日(月)午前9時30分～正午、午後1時～4時

※2月2日(火)および土曜・日曜、祝日を除く

対象　つぎのいずれかの要件に該当する人(住宅借入金等特別控除を受ける人や給与・年金以外の所得がある人などを除く)

○年金を受給している人

○給与所得者で医療費控除を受ける人

○年の途中で退職または就職した人で年末調整が済んでいない人

※相談内容により無料とならない場合がありますので、必ず事前に各税理士事務所または税理士会春日部支部事務局に内容や時間などをお問い合わせください。

※お問い合わせは、午前9時30分～正午、午後1時～4時にお願いします。

用意するもの

①平成27年分給与所得の源泉徴収票、公的年金等の源泉徴収票(源泉徴収税額のある人のみ)

②印鑑

③申告者本人名義の預貯金の口座番号が分かるもの

④社会保険料の証明書、生命保険・地震保険などの控除証明書(加入者のみ)

⑤医療費の領収書(1年間分の合計額を事前に計算)、保険などで補てんされた金額が分かるもの(医療費控除を受ける人のみ)

問合せ　税理士会春日部支部事務局☎048(738)7470

市内循環バスは3月31日をもって運行を終了します

平成8年1月の運行開始以来、多くのみなさんにご利用をいただいております市内循環バスは、3月31日をもって運行を終了します。長年のご利用、誠にありがとうございました。

なお、市では平成27年10月から「幸手市デマンド交通」を運行しています。

このデマンド交通は、市内全域を運行区域とした予約制乗り合い運行です。

自宅前から乗車でき、公共施設を始め、医療機関や商業施設など、あらかじめ指定された目的地への移動にご利用いただけます。

運賃は、1回乗車ごとに500円です。また、60歳以上の人は300円、障がい者や介護認定を受けている人は150円などの割引運賃もありますので、ぜひ、ご利用ください。

デマンド交通を利用するためには…

▼あらかじめ利用者登録が必要です

市民協働課窓口および公共施設に設置のパンフレット「デマンド交通ご利用案内」に掲載されている「利用者登録申請書」に必要事項を記入の上、市民協働課またはデマンド交通予約センター（〒340-0121 幸手市大字上吉羽1064-4 株式会社東埼玉観光バス内）へ提出してください。登録完了通知（はがき）が届いたら、利用者登録は完了です。

※登録完了までには、数日かかります。あらかじめご了承ください。

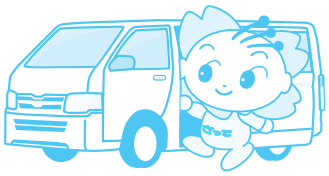

▼ご利用には事前の予約が必要です

利用したい日の1週間前から、利用したい便の30分前までにデマンド交通予約センターに電話で予約をしてください。

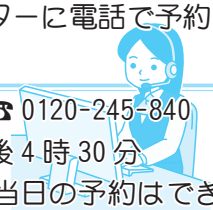

デマンド交通予約センター　☎0120-245-840

予約受付時間　午前8時～午後4時30分

※午前8時発の便は、当日の予約はできませんので、前運行日の午後4時30分までに予約をお願いします。

問合せ　市民協働課☎(43)1111内線173・FAX(44)0257

地域づくり講演会を開催します

市では、平成26年3月に定めた「幸手市協働のまちづくり指針」に従い、市民協働課を総合的な窓口として新たに設置し、行政と市民のみなさんとの対等な立場に基づく協働のまちづくりを推進しています。

地域を取り巻く環境は、少子高齢化や過疎化の急激な進展など年々厳しくなっています。また、地域づくりの担い手である行政区や各自治会を始め、各種団体やＮＰＯなどの組織でも、活動を担う人材不足や後継者不足など、多くの課題が山積しています。

このようなことから、自分たちが住む地域を暮らしやすくしていくためのヒントを学ぶため、地域づくり講演会を市と幸手市区長会の協働事業として開催します。ぜひ、ご参加ください。

と　き　2月11日（祝）午後2時～4時
ところ　アスカル幸手さくらホール
内　容　実践事例に学ぶ「これからの地域づくりのヒント（仮称）」
講　師　櫻井　常矢氏
（高崎経済大学地域政策学部地域づくり学科教授）
対　象　市民の人ならどなたでも
入場料　無料（事前申込み不要）

問合せ　市民協働課☎(43)1111内線172・FAX(44)0257